

緊急報告：心理師国家資格について

一般財団法人特別支援教育士資格認定協会
理事長 竹田契一

最近、心理職の国家資格化にむけての動きが現実味を帯びてきました。これは特別支援教育士の資格とも大きく関連する問題です。

現在、医療機関で働く専門職は、有国家資格者でもすべてパラメディカル（医師の指示の下に働く）としての扱いであり、専門的な知識、技術を必要とする職業であるにも関わらず、その専門性を保証する資格がないまま今日に至っています。

S.E.N.S は、「LD・ADHD 等のアセスメントや個別の指導計画の立案・実施に関して周囲の人たちに指導助言でき、その地域の特別支援教育のリーダーとして十分な実践歴を持つ人材、つまり、特別支援教育の“真のプロフェッショナル”」として位置づけています。当然、学校内での行動・学習に起因する、いじめ、不登校など様々な心理的な問題にも対応できる資格として位置づけて、彼らのセルフ・エスティームの低下につながる心のケアも S.E.N.S の役割と考えています。発達障害を抱える児童生徒の学習・行動・心理面をトータルに支援できる教育と心理の専門職です。

ところで、アメリカ合衆国等では、厳格に守られなくてはならない心理検査に関するテスト・スタンダードがあり、公的な心理資格も持っている者のみ WISC を扱うことが認められています。日本でも国家資格ができると、今後は、きちんとした心理検査の研修を受け、しかも心理師の国家資格をもった専門家のみによって WISC などの心理検査が扱われる可能性があります。

現在進行中の心理師の国家資格制度の創設運動に、日本心理学諸学会連合のメンバーとして、S.E.N.S も参加している「教育・発達」心理資格連絡協議会が入っています。心理師の国家試験受験資格に S.E.N.S が心理領域の専門的資質を持つものとして認められれば、5年程度の更新規程の中で、心理士に必要な講習会を積み重ね、国家試験を受けることとなります。しかし、S.E.N.S が「国家資格」心理職として認められない場合は、今後、アセスメント等において様々な制約が生まれます。わが国の小・中学校における特別支援教育では、個別の指導計画作成と具体的な指導プログラムの実施において WISC や K-ABC を活用してきましたが、S.E.N.S が心理師の資格として認められなければ、今後そのようなアセスメントはできないこととなります。

本協会は、S.E.N.S が特別支援教育の場で、心理アセスメントを行える立場を確保することが必要と考えています。それは、LD 等への学習支援が教科学習の補完ではなく、認知特性に合わせた指導を行っていく上で必須だからです。

S.E.N.S の皆さんには、心理師国家資格化に関して、自分の問題として積極的な参加と意識を期待します。